

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染の対処に関する特別措置法案の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

制度

基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針を策定

基準の設定

環境大臣は、廃棄物の処理及び土壌等の除染等の措置等に関する基準を設定

監視・測定の実施

国は、汚染の状況の統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域（現在の警戒区域及び計画的避難区域を想定）を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって含まれる放射性物質が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等（草木、工作物等を含む）の除染の措置等

- ① 環境大臣は、汚染状態が基準に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定
- ② 都道府県知事等（※）は、①の地域のうち汚染が人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある土地について調査測定し、その結果等により汚染状態が基準に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
- ③ 国、都道府県知事、市町村長等は、②の計画に基づき、技術基準に従って、除染等の措置等を実施
- ④ 国による代行規定を設ける
- ⑤ 汚染土壌の不法投棄を禁止

※政令で定める市町村長を含む

※原子力発電所敷地内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については原子力事業者が実施

放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理の推進に係る措置

国は、地方公共団体の協力を得て、放射性物質に汚染された廃棄物及び土壌等の処理のために必要な施設の整備その他適正な処理を推進するために必要な措置を実施。

費用の負担

- 国及び地方公共団体等は、原子力事業者に対し、この法律に基づき要した費用について求償することができる。
- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な財政上の措置等を実施。

検討条項

- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置